

奈良県告示第四百十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
森山 彰啓	社会医療法人田北 会田北病院	大和郡山市城南町 二番一三号	内科（呼吸器 機能障害）	令和三年六 月三十日
金子 嘉志	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	泌尿器科（じ ん臓機能障害）	令和七年二 月四日